（権限の委任等）

第12条　内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2　消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3　消費者庁長官は、緊急かつ重点的に不当な景品類及び表示に対処する必要があることその他の政令で定める事情があるため、事業者に対し、第6条の規定による命令又は第8条の2第1項の規定による勧告を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第1項の規定により委任された権限（第9条第1項の規定による権限に限る。）を当該事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官に委任することができる。

（罰則）

第17条　第9条第1項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

不当景品類及び不当表示防止法第12条の規定による権限の委任等に関する政令抜粋

（公正取引委員会への権限の委任）

第2条　法第12条第1項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第9条第1項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

（事業所管大臣等への権限の委任）

第4条　消費者庁長官は、法第12条第3項の規定により、法第9条第1項の規定による権限を委任する場合においては、委任しようとする事務の範囲及び期間を定めて、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官に委任するものとする。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

別記様式備考中「公正取引委員会又は消費者庁長官」を「内閣総理大臣（内閣総理大臣が所管する事業のうち国家公安委員会の所掌に属するものについて、国家公安委員会が警察庁の職員に立入検査を行わせる場合にあっては、国家公安委員会）、公正取引委員会、金融庁長官、証券取引等監視委員会、財務局長、福岡財務支局長、消費者庁長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、税関長、国税局長、沖縄国税事務所長、税務署長、文部科学大臣、厚生労働大臣、地方厚生局長、四国厚生支局長、都道府県労働局長、農林水産大臣、地方農政局長、北海道農政事務所長、経済産業大臣、経済産業局長、国土交通大臣、地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長、運輸監理部長、運輸支局長、地方航空局長、環境大臣又は地方環境事務所長とする。」に改める。

附　則

この府令は、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十六年十二月一日）から施行する。

○内閣府令第七十四号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、並びに金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）及び金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第百七十三条第一号中「（当該金融商品取引業者が外国法人である場合にあっては、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間。次号及び次条において同じ。）」を削る。

第百八十条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第四十六条の六第三項に規定する内閣府令で定める各期間は、事業年度の末日を変更する場合における変更後の最初の事業年度をその開始の日以後三月ごとに区分した各期間（最後に三月未満の期間を生じたときは、その三月未満の期間）とする。

第百九十条第一項第四号中「（令第十六条の十七ただし書に規定する事業年度をいう。以下この条において同じ。）」を削る。

第百九十一条第一項第四号中「（令第十六条の十八ただし書に規定する事業年度をいう。以下この条において同じ。）」を削る。

第百九十三条中「第四十九条の二第三項」を「第四十九条第二項」に改める。

第百九十四条第二項中「第四十九条の二第一項」を「第四十九条第一項」に改める。

第百九十六条第一項中「毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間」を「事業年度」に改める。

第二百八条の十一第四項中「第五十七条の二第五項」を「第四十六条の六第三項」に、「この節」を「この条及び第二百八条の十四」に改める。

第二百八条の十四及び第二百八条の十五中「第百八十条」を「第百八十条第二項及び第三項」に改める。

第二百八条の二十五第一項第一号中「四半期」を「最終指定親会社四半期（法第五十七条の十七第二項に規定する最終指定親会社四半期をいう。以下この条、第二百八条の二十八第一項、第四項及び第五項並びに第二百八条の二十九第三項及び第四項において同じ。）」に改め、同項第二号中「最後の四半期」を「最後の最終指定親会社四半期」に、「四半期経過後」を「最終指定親会社四半期経過後」に改め、同条第五項中「四半期経過後」を「最終指定親会社四半期経過後」に、「四半期（その日が四半期開始後三月以内（直前四半期」を「最終指定親会社四半期（その日が最終指定親会社四半期開始後三月以内（直前最終指定親会社四半期」に、「その直前四半期」を「その直前最終指定親会社四半期」に、「四半期の直前四半期までの四半期」を「最終指定親会社四半期の直前最終指定親会社四半期までの最終指定親会社四半期」に改め、同条第六項中「四半期」を「最終指定親会社四半期」に改める。

第二百八条の二十八第一項中「四半期」を「最終指定親会社四半期」に、「第百八十条」を「第百八十条第二項及び第三項」に改め、同条第四項中「四半期経過後」を「最終指定親会社四半期経過後」に、「属する四半期の直前四半期」を「属する最終指定親会社四半期の直前最終指定親会社四半期」に、「四半期に係る」を「最終指定親会社四半期に係る」に改め、同条第五項中「四半期」を「最終指定親会社四半期」に改める。

第二百八条の二十九第三項中「四半期の末日」を「最終指定親会社四半期の末日」に、「属する四半期」を「属する最終指定親会社四半期」に、「四半期開始後」を「最終指定親会社四半期開始後」に、「直前四半期」を「直前最終指定親会社四半期」に、「四半期に係る」を「最終指定親会社四半期に係る」に改め、同条第四項中「四半期」を「最終指定親会社四半期」に改める。

第二百八条の三十中「第百八十条」を「第百八十条第二項及び第三項」に改める。

第二百二十九条第一項後段を削り、同条第二項中「第四十九条の二第一項」を「第四十九条第一項」に改める。